

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく「日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務民間競争入札」に係る契約の変更について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）に基づき「国立霞ヶ丘競技場管理・運營業務」、「国立代々木競技場管理・運營業務」及び「国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター管理・運營業務」について民間競争入札を実施し、実施期間を平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間として契約を締結しています。

本契約について、官民競争入札等監理委員会の議を経て下記の通り変更しましたので、法第21条第3項の規定に基づき、公表します。

記

I 契約変更の概要

1 国立霞ヶ丘競技場管理・運營業務

(1) 変更理由

国立霞ヶ丘競技場は、従来から老朽化及び国際大会を開催するための基準に満たないなどの課題がある中で、平成21年の平成31(2019)年ラグビーワールドカップ開催決定により、改修について検討されてきた。今回、平成25年9月の平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピック開催決定によりメインスタジアムとして使用されることから、改築に向け準備が進められることとなった。

新しい国立競技場は、まず平成31年ラグビーワールドカップで使用できるよう、平成31年3月末の完成を目指し、現在の国立霞ヶ丘競技場を解体して新たに建設することとしているが、解体から竣工まで約5年を要するため、今後速やかに国立霞ヶ丘競技場の業務及び営業を終了する必要があるとともに、これに伴い全体の施設の再配置を行うことによりテニス場等の施設も順次営業終了等となることから、今後3回に渡り契約変更を行うものである。

今回の変更は、仮本部事務所棟の建設に伴い、管理運営の対象となっている9施設のうち、ラグビー場の有料駐車場及び東テニス場貸しコートについて、平成25年

11 月末をもって営業を休止することによるものである。

なお、今後、平成 26 年 3 月中及び同年 12 月中の 2 回の契約変更を予定している。

(2) 上記に係る契約変更金額

▲ 2, 884, 959 円 (税込)

※参考：原契約（実施期間 5 年間分の総額）1, 153, 744, 794 円 (税込)

(3) 契約変更日

平成 25 年 11 月 29 日

以上